

第 6 回松阪市環境基本条例策定委員会



【開催日時】 平成 15 年 12 月 18 日（木） 午後 2 時から

【開催場所】 市役所 5 階 特別会議室

【出席者】

寺本博美、高橋保幸、富田靖男、大西憲一、筒井弘佳、西川博明、鈴木重身、
花山初子、米田としゑ、佐藤智基、今井久晴

【事務局】

鈴木市民生活部長、池田環境課長、吉川環境課長補佐、村田環境保全係長、
環境推進係若山、小山

【協議内容】

1. 環境基本条例の策定について

委員長「前回の指摘を受け、事前に皆さんに条例案を送付した。特に基本理念における条文の表現の問題について前回いろいろと調整したが、その表現について再度今井委員から提案がある。まず、基本理念の第 1 号であるが、前回、筒井委員から全員が参加するような形もので表現すればどうかという提案があり、「すべての者」という表現を加えた。この「すべての者」という表現が若干きついのではないかというのが今井委員の主なご意見である。これは私も感じていることである。それともう一点は、「循環型都市」という表現についてである。それと第 5 号であるが、ここは松阪市民を先に持ってきて、地球環境を共に考える松阪市民であることに重点を置いた表現にしたいのだということではないかと思う。内容そのものについての変更は特にな

いと思われる。この点について今井委員から提案をお聞きして、皆さんの意見をお聞きしたい。もし、よければ表現を変えていきたい。できるだけ条例の中に皆さんの言葉を入れていきたい。このことは、法律上の問題に逸脱しない限り、望ましいことであると思う。」

○基本理念の（１）及び（５）の表現について

（今井案）

（１）市、市民、市民団体及び事業者が自らの活動と環境のかかわりを認識し、日々の生活の工夫と英知によって、持続的に発展することができる循環型地域社会を構築すること。

（５）地球環境保全に関して、松阪市民も常に地球人であるという意識を持って、個々の環境への負荷の蓄積が現在の地球環境問題を引き起こしているという意識のもと、日常生活の改善に努めること。

（今井委員より提案の理由）

第１号と第５号には、「環境にやさしい」という表現が使われているが、環境にやさしいというのは、第１号～第５号のすべてに当てはまることだと思う。あえてここに「環境にやさしい」という言葉を入れるのはどうかと思う。

「すべての者」という表現に関しては、これを読んだ時に命令調のような感じがした。この言葉も条文として加えるのには抵抗を感じた。

「循環型都市」という表現は、最初は「循環型社会」という表現にしていたのであるが、事務局より「循環型地域社会」（川越市環境基本計画において使用されている表現）はどうかという意見があり、自分自身も「循環型地域社会」の表現の方が適切と考えた。

第５号では、表現をこのように変えた方が、表現としてわかりやすいのではないかと思い提案してみた。

（今井案に対する主な意見）

（第１号について）

- 物事を考える発想の主体は、これからは「地域社会」にある。これは、環境白書の考え方でもある。
- 第1号では、「すべての者」という表現を加えて、この条文にアクセントをつけていると思う。これを取ってしまうと、さらっとした文章になりすぎてしまうのではないか。「すべての者」という表現が適切かどうかという問題はあがるが、アクセントは必要だと思う。
- 「循環型都市」に関しては、もう少し広い意味で「循環型地域社会」という表現にした方が適切ではないか。
- 「市、市民、市民団体及び事業者すべてが参加し…」という表現にしてもよいかもかもしれない。
- 「者」という表現がきつい印象を与えると思う。
- 「すべて」と「参加」という表現には違和感がないと思う。今、QC (Quality Control : 品質管理) や TPM (Total Productive Maintenance : 全員参加の生産保全) でも全員参加を呼びかけている。当然、ベクトルを全員合わさなければ環境問題についても解決しない。一部の者だけが空き缶を一生懸命に拾ったりしても、根本的な解決には至らない。やはり、すべての人の心を一緒にするという意味でも、ある程度はアクセントをつけた方がよいと思う。ただ、この「すべての者」という表現が適切ではないと思うのだけれども、多くの人の参加というのがキーワードになると思う。「循環型都市」といのは、「循環型地域社会」のほうがよいと思う。
- この条例は、従来のように行政サイドで作られているものではなく、市民サイドで作られているもの。だから、「すべての者」という命令調のような表現は、従来であればよいのであるが…
- 「すべての者」という表現が不適切であれば、「すべて」というのを前に持ってきて、つまり「みんなが認識し、心がけ、参加して構築する」というような内容にすればよいのではないか。

(第5号)

- 今井案の方が主体が明確に読み取れるのではないかな。
- 環境に関するアンケート調査でも、地球環境への関心は非常に高いものがあった。このことを考えると従来案の条文でもよいのかもかもしれない。
- 市民が読んだ時に、どちらが受け止めてもらいやすいのか。
- 今井案で「…日常生活の改善に努める」とあるが、市、市民、市民団体、事業者すべてを対象とした基本理念であるから、より大きな観点で表現したほう

がいいのではないか。それを考えると条例案の「環境にやさしい行動」の方がよいのではないか。

- 「環境にやさしい行動」とは、具体的にどういうものなのか。これ以降の条文にこのことを具体的に示した部分がででくると思うが、ここにも説明を加えた方がよいのではないか。
- 「環境にやさしい」という言葉は、基本理念全体に当てはまるものであるが、再度確認する意味でも入れておいてもいいのではないか。
- 「松阪市民も…」とすると主体性の弱さを感じとれる。「松阪市民は…」とした方が積極的に前向きに環境問題に取り組む姿勢が見えていいのかなと思う。
- 「地球人」というのは、なぜ「地球人」なのか。一般的には「地球市民」としたほうがよいのでは。
- 今井案でも「…意識を持って、…意識のもと…」であり、条例案でも「…認識のもと、…意識を持って…」となっている。これは形式の問題であるが、「個々の環境への負荷の集積が現在の地球環境問題を引き起こしている」ということは周知の事実として一般的合意が成り立っているから、「…引き起こしているという認識のもと」という表現を、「…引き起こしていることを踏まえ」という表現にすればいいのかなと。こう考えると今井案のように入れ替えしなくてもいいのかなと思う。
- 「常に松阪市であるとともに地球人（市民）であるという意識を持って…」という表現の方がしっかりとした文になっているのではないか。

（結論）

第1号については、「すべての参加」という趣旨を表現の中に、命令調にならないように盛り込むとともに、「循環型都市」を「循環型地域社会」に改める。第5号については、「地球人」を「地球市民」と改める。全体の内容はそのままにするということになった。

○各者の役割について

- P15の役割の説明で、「いきなり取り組みを限定して押し付けるのではなく」という表現中の「いきなり」という言葉は、文章表現上おかしいので削除したほうがよい。
- P16の解説で、「…近隣公害の問題は、法律や条例において規制することが難しいというえ…」という表現はやらないというイメージを与えかねない。「規制

することは必ずしも容易ではありません」という表現にした方がよいのでは。

- 市の役割として、第4条の第1項で市民、市民団体及び事業者と協働としている。市民とか市民団体、事業者ではまず第1項で自分で行えとあって、第2項で協働してやるとしている。市の立場として、協働するという大変気を使っているというのはわかるのだが、見方によっては、「市があまいのでは」ということにもなりかねないのではないかと。市自らの役割を先に示すべきではないか。
- 第5条の第2項だけ、「基本理念にのっとり」とあるのだが、同様の内容の条文である第6条第2項、第7条第5項にはこの表現がないので統一すべきではないか。
- 「基本理念にのっとり」は入れないほうがよいのではないかと。
- P19の「うるおいある豊かな環境の保全と創造のために…」の部分は、「基本理念にのっとり…」と置き換えたほうがよいのでは。
- 第3項、第4項の「基本理念にのっとり」は削除すべきである。

(結論)

表現は指摘のとおり訂正するとともに、市の役割については先の意見を参考に条文を再検討することになった。

○施策の策定等に係る基本方針について

- 前回、富田委員から基本理念の中で、自然環境と生態系の関わり合いについての表現が欲しいとの意見があったが、基本方針の第3号では「多様な自然環境の保全及び回復…」となっている。第8条の第1号～第5号までのそれぞれの事項に対して「防止」、「予防」、「回復」、「維持」、「保全」、「回復」、「保護」、「充実」、「確保」という言葉を使っている。この基本方針のもとになるのが「うるおいある豊かな環境の保全と創造」であるが、第5号までは「保全」の意味合いはあっても「創造」の意味合いはないように思う。そして、第6号で「形成」と初めて「創造」という意味合いが出てきた。もっと「創造」の持つ意味が他の号にも生かされるようにすべきではないのだろうか。
- この基本方針においても、基本理念同様に「循環型都市」を「循環型地域社会」に変える必要はある。
- 「快適環境の確保」の「確保」は、何か受身のような印象を受ける。

- 「快適環境の確保」よりも「快適環境の創造」のほうがいいのではないか。未来の松阪市も想定しておく必要がある。それでは「確保」だけでは物足りないのではないか。
- 「循環型地域社会」は「形成」よりも「構築」の方がよいのでは。
- 「循環型社会（地域社会）」というのは誰もが認める社会であって、そういう意味では「構築」の方が、「快適環境」というのは主観的なものであって、自分たちが心地よい環境を作り上げていくということになる。そういう意味では「創造」という言葉を使うのがよいと思う。
- 「快適環境」の中にたくさんの中をを入れている。歴史・文化環境、ユニバーサルデザインのことも入っている。説明を読むとわかるのであるが、快適環境といえどももう少し狭義に捉えられるものであると思う。それに対して、ここでの快適環境というのは広義に捉えられている。「基本理念にのっとり」とあるが、基本理念のところの歴史・文化環境はこの快適環境に含まれていると考えるわけだが、疑問というかチェックしたい部分である。
- 項目の順番であるが、公害の事項がなぜ最初なのか。学習、教育というのは個々の保全措置とは性格を異にするものであるから最後にすべきでないかと思う。三重県も最初に公害のことがきている。県は、本市とはその背景が異なると思うのだが。順番に関しては、議論する余地はあると思う。
- 今対応すべき課題の優先順位というのがあると思う。この都市生活型公害及び産業公害の問題は、本市にとって将来も含め筆頭に挙がる問題なのか。
- 「環境学習、環境教育の充実」の項目は最後にしてもよいと思う。また、この項目の説明であるが、「消費、エネルギー、食、住、人口、歴史、文化…」という表現は、生活環境や都市環境のように全般的な包み込むような表現にするべきではないかと思う。また、「知識蓄積型ではなく体験を通じて、自ら考え、調べ、学び、そして行動するという過程を重視した…」という表現は、「知識蓄積型ではなく自発的体験的学習を重視した…」というような表現にしたほうがよいのではないか。

（結論）

基本方針の順番は、優先順位等を考慮し（2）、（3）、（1）、（5）、（6）、（7）、（4）の順番とし、「多様な自然環境」は「多様な生態系及び自然環境」に、「快適環境の確保」は「快適環境の創造」に、「循環型都市の形成」は、「循環型地域社会の構築」に改める。また、説明に関しては、先の意見を参考に修正することになった。

○環境基本計画について

- 第2項で定める内容が記述されているが、施策の方向や事項は、第1号での「施策の目標」と書いてあるが、目標の中にそのようなものが含まれるのか。また、第3号の必要な事項の中にあると考えるべきなのか。やはり目標だけでなくそれに伴った手段も必要である。それを第1号の中にあるとするのか、第3号の中にあるとするのかははっきりさせる必要はあると思う。
- 総合計画との関係であるが、市の総合計画というのが本来あって、その部門計画が環境基本計画であるのだが、総合計画と部門計画の関係がはっきりしていない場合が多い。しかし、ここ数年、国の法律レベルでも、例えば都市計画や福祉計画などもそうなのだが、計画の策定に関しては、地方自治法にある基本構想に従うようにとの条文が入るようになった。環境基本計画も総合計画や基本構想を踏まえ策定するということが条文に明記する必要があると思う。
- 第1号は、「総合的かつ長期的な施策の目標」を「総合的かつ長期的な目標と施策の内容」にしたほうがよい。

(結論)

出された意見をもとに、修正することになった。

○推進施策について

第3章の推進施策に関しては、全体構成そして個々の条文の内容について、改めて議論することになった。

次回の会議は、1月15日(木) 午後2時から 5階 特別会議室にて開催予定。